

徳島市次世代育成支援対策行動計画策定市民会議設置要綱

（目的）

第1条 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条の規定に基づき、徳島市次世代育成支援対策行動計画（以下「行動計画」という。）の策定に伴う検討を行うにあたり、必要な助言を得るため、徳島市次世代育成支援対策行動計画策定市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 市民会議の協議事項は、次のとおりとする。

- （1）行動計画の策定に関すること。
- （2）その他目的を達成するために必要な事項。

（組織）

第3条 市民会議は、委員18名以内をもって組織する。

（委員）

第4条 委員は次の各号に掲げる者のうちから、市長が任命又は委嘱する。

- （1）学識経験者
- （2）福祉、教育関係者
- （3）関係団体の代表およびその他市長が必要と認めるもの。

（会長および副会長）

第5条 市民会議に会長及び副会長それぞれ1名置く。

- 2 会長及び副会長は委員の互選とする。
- 3 会長は会務を統括し、市民会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（委員の任期）

第6条 委員の任期は第1条の目的を達成したときまでとする。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第7条 市民会議は会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は第3条に定める者のほか、必要と認めるときは委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見等を聞くことができる。

（事務局）

第8条 市民会議の事務局は、保健福祉部福祉事務所子育て支援課に置く。

- 2 市民会議の庶務は、事務局において処理する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営について必要な事項は会長が市民会議に招って定める。

附 則

- 1 この要綱は平成 21 年 6 月 11 日から施行する。
- 2 この要綱による最初の市民会議は、第 7 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が召集する。
- 3 この要綱は、市民会議の目的が達成されたときに、その効力を失う。